

イ 方募入決定の競 い各申込からのうち応募額利回り次の割	四 發行方法	三 用振替法の適	二 法發行の根拠	一 名稱及び記	省令第三十号 平成二十七年八月二十七日	○財務省告示第二百八十六号 平成二十七年九月八日
争市る参てをび回と入利振の社債、株式等の振替に關する法律 入場も加、し利り競う。以下「振替法」という。の規定 札特の者財た回り競う。以下「利回り競争に付して行われる。 発別にご務後り競争入札發行」という。 行參よと大に行き競争入札發行 「加るに臣行われ と者發應がわれ い・行募各れ う。第一限國債の 。II以度債入募 非下額市札入 価を市場での 格國定特あ決 競債め別つ定及	利回り競争機関は日本銀行とする。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。	利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。	利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。 利回り競争に付して行われる。	利付國庫債券(四十年)～第八 財務大臣 麻生 太郎	利付國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、 告示する。	

九 八

七

六

振額最

三

発

低行争非者特国行争利込行争非者特国行争利行争非者特国行  
額入価・別債入回入価・別債入回行入価・別債  
面札格第参市札り金札格第参市札り札格第参市  
金発競Ⅱ加場発競額発競Ⅱ加場発競額発競Ⅱ加場

十四 初期利子

平成二十七年九月三十日を支払期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき  
下は、その翌営業日に支払う（以  
て次号及び第十六号において

(二)

十 十 十 十  
三 二 一 発  
経 利 発 行 行  
過 利 價 日  
利 子 率 格

成二十七年八月二十一日  
面金額百円につき九十六円一  
式は募入決定の通知を受けた者  
に払込金額に加え、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。  
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{160}{365}$$

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 參 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每 規 定 す る  
成 務 本 面 成 子 、 支 年 額面金額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$   
二 大 銀 金 六 を そ 払 三 期  
十 臣 行 額 十 支 の 期 月 日  
七 か 百 七 払 日 と 二 について同じ。  
年 ら 円 年 う 以 し 十  
八 通 に 三 。 前 、 日  
月 知 つ 月 六 各 及  
二 を き 二 月 支 び  
十 受 百 十 間 払 九  
七 け 二 月 に 期 月  
日 た 円 日 属 に 二  
者 す お 十  
る い 日